知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会 (第2回)における主な意見

1. 国際標準化、知的財産権等の活用を通じた世界市場での売上増加

【国際標準化】

(目標について)

- 目標は何が作用したが検証が難しい。既存の各計画と国家戦略と の関係を明確にしないと力が分散する。
- 目標以前に、グランドデザイン(技術創出、標準化の事業戦略、 国際機関での活動戦略等の組立て)が必要。
- 専門人材の定義を明確化した上で目標人数を決めるべき。
- 人材育成は究極の目標で数値目標にはあわない。

(人材育成・評価について)

- 企業は、標準化が市場競争に必要であると認識すれば、人材育成 もするし評価もする。
- 企業等での経験者が標準を教える人となるプログラムを政府で作って欲しい。
- 人材は、経験しながら育てることが必要。また、現場で戦い抜い た人しか標準は語れない。
- 標準は規格書作成のみならず事業への結びつけがないと意味がない。標準だけを仕事にする人ではだめ。
- 企業での標準化活動の評価は、事業成果をあげているか否かによる。評価されない人は事業視点がない。
- 標準化で重要なのは、チェアマンがフェアであって将来何が生み 出されるのかを考えられることである。

【国際知財システム】

- 海外特許出願率を目標とすることは不適切。世界 3 位のマーケットである日本国内の出願数も重要。
- 特許審査ハイウエイ (PPH) は第1歩に過ぎず、共同審査など

が必要。

○ PPHには制約があり、その利用は限られる。 PPHを如何に変えていくか、是非議論して欲しい。

2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規産業の創出【産学連携力の抜本的強化】

- 大学等の特殊性を踏まえ、仮出願制度(出願フォーマットの自由化)、新規性喪失の例外の早期導入を求む。
- 先願主義の考え方では、出願時に発明を開示する必要があり、論 文を出願するだけでは良い権利にならない。
- 仮出願を導入する場合、出願の補正の要件などを緩和しなければ 実効的な権利を獲得できない。
- 企業から大学への資金提供を拡大するには、これを促進する税制 が効果的。また、出口を意識した国の研究予算の配分、大学・研 究者の意識改革が必要。

【中小・ベンチャー企業の知的財産活用の促進】

- 特許料等の減免制度を大幅に拡充し、対象を中小企業全体に広げるべき。
- ○中小企業の技術流出は喫緊の問題である。大学の教授等に対して も、ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略の重要性の普及啓発活動 を行うべき。

【イノベーションインフラの整備】

- 日本の知財制度自体は世界トップクラスであり、自負をもっていい。
- ダブルトラックの問題も指摘されるが、本質的な問題ではない。
- 裁判所で無効判断できるようなったため、無理な権利解釈がなく なり、判決がわかりやすくなった。

(以上)